

二見浦海水浴場 海の家運営業務仕様書

1. 業務内容

受託者は、海水浴客に提供する飲食店ブースを運営すること

2. 実施業務

(1) 施設運営

- 海の家（飲食ブース）の準備および撤去
- 利用者対応

(2) 物販・飲食提供

提供可能品は下記の範囲とする

提供可能

- ソフトドリンク類
- アルコール類
- 軽食
- アイス類

※レンタル用品については、海水浴場で利用する用品（浮き輪、空気入れ等）に限り認めるものとする。
なお、ハサミ、刃物類その他危険物に該当するものについては、レンタルを認めない。

提供禁止

- 直火を伴う調理
 - BBQ
-

3. 安全管理

受託者は以下を徹底すること。

- 熱中症対策（運営側）
 - ゴミ管理
 - 混雑時対応
 - 緊急連絡体制整備
 - 災害時対応
-

4. 環境保全

- ブース内及び飲食スペースの清掃を毎日行うこと
- ゴミの分別回収を行うこと
- 装飾をする場合は海岸景観を損なわない装飾とし、退店時に撤収可能なものに限る
- ビーチハウス内にお客様が飲食できるテーブル・椅子を設置すること

5. 提案事項

応募者は以下を提案すること。

1. 運営コンセプト
 2. 安全管理体制
 3. 清掃体制
 4. 提供サービス内容
 5. 集客施策
 6. 過去実績
 7. スタッフ配置計画
-

6. 選定基準

項目	配点
海水浴場への理解	10
安全管理	15
運営実績	15
衛生管理・環境配慮	15
サービス内容	25
運営体制	15
提案力	5

7. 契約解除事項

以下の場合、契約解除できる。

- 火気使用が確認された場合
 - 深夜営業を行った場合
 - 海岸管理者指示に従わない場合
 - 公序良俗に反する行為
-

8. 応募資格

応募者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- 法人又は個人事業主であること。
 - 営業に必要となる許認可等を取得できる者であること。
 - 暴力団、暴力団員その他反社会的勢力に該当しない者であること。
 - 過去に重大な法令違反等がない者であること。
 - 海水浴場又はイベント等において、長期間の飲食ブース運営実績を有する者であること。
-

9. 提出書類

- 応募申請書
 - 提案書
 - 会社概要
-

10. 契約解除

委託者は、受託者が次のいずれかに該当する場合、契約を解除することができる。

- 本要綱または仕様書に違反した場合
 - 火気使用または深夜営業を行った場合
 - 管理上重大な支障を生じさせた場合
 - 委託者の指示に従わない場合
-

11. その他

- 営業終了後は速やかに撤去および原状回復を行うこと。
- 二見サマーフェスティバル開催日は、ビーチハウス設営のテーブル・椅子の撤去を行うこと。また、イベントの際伊勢市及び伊勢市観光協会と連携すること。
- 海の家（飲食ブース）オープンまでに消防に届け出を出すこと
- 本要綱に定めのない事項は、委託者と協議のうえ決定すること。